

令和6年5月29日

各チーム代表者 様

秋田県小学生バレーボール連盟  
会長 高橋 朝夫

### 加盟細則の改正について（通知）

向暑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことについては、令和6年5月5日付け「移籍手続きの運用について（お願い）」により、移籍手続きの処理期限について、暫定的な運用をお願いするとともに、その改正予定について通知していたところですが、今般、本連盟常任委員会が開催され、本細則の改正が議決されましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、同細則に基づいた適切な手続きに、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 改正内容

秋田県小学生バレーボール連盟加盟細則、第3条第3項中、「迅速」を削り、「特別な事情がない限り、申し出があった時から14日以内」を加える。

#### 2 「特別な事情」について

「特別な事情」の運用については、長期にわたる不在等、担当者が当該手続きを行うことができない、社会通上正当な事情があった場合等とする。

#### 3 その他

- ・ 当該手続きに遅延や不正があった場合、当該関係者にあつては、本連盟倫理規程の定めるところにより、処分の対象になることがあります。
- ・ 同細則の別記および別記様式1・2について、改正はありません。
- ・ 今回改正の新「加盟細則」は、連盟ホームページ「お知らせ」に掲載する予定です。